財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
119	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	港湾コストの低減（阪神国際港湾株式会社に対する荷役機械整備に対する支援）	神戸港 ポートアイランド2期　ガントリークレーン2基 六甲アイランド　ガントリークレーン5基 大阪港 夢洲　ガントリークレーン2基、テナー8基等	阪神国際港湾株式会社	国土交通省		新規	埠頭阪神国際港湾株式会社が大型船に対応した高規格コンテナターミナルの荷役機械の整備に当っては、従来の荷役機械よりも高性能となり、整備費が高くなることから、従来の貸付制度では、リース料が高くなり、金山港等に対抗できないため、補助制度創設（1/2補助）によりリース料を引き下げる。	1回目	国土交通省 港湾局計画課	無利子貸付	B		高規格コンテナターミナルの荷役機械等の整備については、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能である。なお、ご提案の補助制度の創設については、必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要があり困難な状況であるが、国としては、 平成23年度に港湾運営会社が整備する荷役機械等への無利子貸付制度を拡充するとともに、平成26年度に、港湾運営会社に対する国の出資を可能とする制度を創設し、港湾運営会社が行うコンテナ貨物の集貨のための事業に対する補助制度を創設するなど、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社の取り組みに対し、総合的な支援を推進してきたところである。		c	高規格コンテナターミナルの荷役機械等の整備については、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能であること、また平成23年度に港湾運営会社が整備する荷役機械等への無利子貸付制度が拡充されたこと、さらに港湾運営会社が行う集貨事業に対する補助制度が創設されていることも、理解しています。 しかしながら、メガキャリアによる新たなアライアンスの編成や、コンテナ船の更なる大型化、それらによる寄港地の絞り込みなど、海運・港湾を取り巻く状況は刻々と変化し、さらに厳しさを増しています。このような状況のもと、時代の要請やユーザーニーズに的確に対応していく必要があり、そのためには、現在の各施策の継続的な実施のみならず、抜本的なコスト削減策の実現が待ったなしの状況であると考えます。 そのような状況であるにも関わらず、無利子貸付制度があれはそれで十分としている理由についてご教示頂きたい。 また、平成26年度国との協議において「当該施設の整備は、使用料収入で費用を回収すべきとの観点から国庫補助ではなく無利子貸付制度で実施してきた」と回答ありましたが、国際戦略港湾以外の地方港湾においては、ガントリークレーンの補助制度が活用できるなど、補助制度化の必要性や公益性については、既に認められているものと考えます。 それにも関わらず、「国際戦略港湾においてはその制度化の必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要がある」とされていることについて、どのような課題があるのか、具体的にご教示頂きたい、さらに「制度化が困難な状況である」とする理由についてもご教示頂きたい。 阪神港では、昨年12月に阪神国際港湾株式会社に対して国の出資が行われ、国が同社の筆頭株主となったことは、同社に対する国の役割が大きく転換されたものと言えます。 国際戦略港湾において、競争力ある港湾コストを実現するためには、更なる整備コストの削減が求められる状況下において、国営会社となった同社に対しては、国が前面に立って強力な支援を実施し、同社の負担をさらに軽減し、国際戦略港湾の競争力を強化していく必要があると考えます。		国土交通省から、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能であり、補助制度の創設については、必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要があり、対応が困難である、と回答されているところ、指定自治体において国土交通の回答について検討を行い、回答があったため、国土交通省は、指定自治体より示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目			B		国際コンテナ戦略港湾である阪神港の港湾運営会社において民の視点をいかした効率的な港湾運営を行うことが基本と考えており、荷役機械の整備については、使用料収入で整備費用を回収することが原則と考えている。 ご指摘のとおり、我が国の海運・港湾を取り巻く状況は猛烈なスピードで変化しており、このような状況の中、国際コンテナ戦略港湾政策においては、港湾法改正等を行い、国、港湾管理者、港湾運営会社が、適切な役割分担のもと、同じ方向を向き、連携・協力して、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策に戦略的に取り組んでいくこととしている。 引き続き、国としても、岸壁、荷さばき地等の港湾施設の整備を始め、国有港湾施設の直接貸付や集貨事業に対する補助等の様々な施策を講じ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社の取組に対し、総合的な支援を推進し、港湾管理者・民間事業者と協力して阪神港の国際競争力強化に取り組んでいく。		c	貴省の見解として「荷役機械の整備については、使用料収入で整備費用を回収することが原則」とのことですが、下記の点について、改めてお聞きします。 ① 国際戦略港湾以外の地方港湾においては、ガントリークレーンの補助制度が活用できるにも関わらず、阪神港において、効率的な港湾運営を行うために必要な、港湾運営会社に対する負担軽減策としては、無利子貸付制度で十分であり、新制度創設は困難であるとされる理由 ② ①同様に、国際戦略港湾以外の地方港湾においては、ガントリークレーンの補助制度が活用できるにも関わらず、「国際戦略港湾においてはその制度化の必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要がある」とされる理由（どのような課題があるのか）		国土交通省から、「荷役機械の整備については、使用料収入で整備費用を回収することが原則と考えている」という旨の見解が示されたところであるが、指定自治体は国土交通省から提示された回答について検討を行い、国際戦略港湾以外の地方港湾において補助制度が活用できるにも関わらず、国際戦略港湾においては無利子貸付制度で十分であり、さらに補助の制度化に あたっては、必要性等に関して慎重に検討を行う必要があるとされる理由についての説明を求めている。これについて今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了するが、国土交通省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、国土交通省において対応の可否等について、指定自治体と個別に協議を行うこと。	Ⅳ
150	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	オープンイノベーションセンター整備事業	国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）の移転建替に合わせ、移転先の大阪府吹田市 吹田操車場跡地の一部を、関西イノベーション国際戦略総合特区に指定し、国循を核とする医療クラスターとして、最先端の医療技術開発や循環器病の予防と制圧」のための拠点の形成を目指しているが、その一環として、国循の建替にあたり、国循内に、国循の病院及び研究所、並びに強力な産学官連携体制の下、企業、大学、異分野領域の研究者が同じ施設内に集まり、世界をリードする最先端の医療技術開発拠点となる「オープンイノベーションセンター」を整備する。	独立行政法人国立循環器病研究センター	厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金	拡充	「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の弾力的な運用をお願いしたい	1回目	厚生労働省 医政局医療経営支援課	施設整備費補助金	B		「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の交付要綱に基づき、弾力的な財政支援ができるよう対応してまいりたい。		a	平成28年度予算において必要な予算が確保されるよう、引き続き検討をお願いしたい。		厚生労働省から、「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の交付要綱に基づき、弾力的な財政支援ができるよう対応していく旨の見解が示され、今後指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。厚生労働省は、検討に当たり、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											